

# 公 示

山形県公安委員会告示第3号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条第1項の規定により、次のとおり免許関係事務を委託した。

令和8年4月20日

山形県公安委員会

委員長 柴田 曜子



1 受託法人の名称及び住所並びに代表者の氏名

- (1) 名称 一般財団法人山形県交通安全協会
- (2) 住所 天童市大字高揃1300番
- (3) 代表者の氏名 佐藤 光子

2 委託に係る免許関係事務の内容

- (1) 運転免許関係申請に関する業務
- (2) 運転免許の適性検査等に関する業務
- (3) 運転免許証及びマイナ免許証用写真撮影に関する業務
- (4) 運転免許証及びマイナ免許証の記載事項変更に関する業務
- (5) 運転免許証の交付に関する業務
- (6) マイナ免許証の特定免許情報記録及び抹消に関する業務
- (7) マイナンバーカードの署名用電子証明書の提出に関する業務
- (8) 住所変更ワンストップサービス等の利用同意・解除に関する業務
- (9) 運転免許証更新連絡書に関する業務
- (10) その他運転免許に関する軽易な業務

3 委託に係る免許関係事務を処理する場所

山形県総合交通安全センター、尾花沢・新庄・庄内・酒田・鶴岡・長井・小国・南陽・米沢の各警察署及び更新時講習会場

# 公 示

山形県公安委員会告示第4号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条第1項の規定により、  
次のとおり免許関係事務を委託した。

令和8年4月20日

山形県公安委員会

委員長 柴田 曜子



1 受託法人の名称及び住所並びに代表者の氏名

- (1) 名称 一般社団法人山形県指定自動車教習所協会
- (2) 住所 天童市東芳賀一丁目4番10号
- (3) 代表者の氏名 石山 良守

2 委託に係る免許関係事務の内容

- (1) 法第87条第1項に規定する仮免許（以下「仮免許」という。）に係る免許申請書の受理及び仮免許に係る運転免許試験の実施（結果の判定を除く。）
- (2) 仮運転免許証の作成及び交付

3 委託に係る免許関係事務を処理する場所

法第99条第1項の規定により山形県公安委員会が指定した指定自動車教習所（神町駐屯地自動車教習所を除く。）

# 公 示

山形県公安委員会告示第5号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条第1項の規定により、次のとおり免許関係事務を委託した。

令和8年4月20日

山形県公安委員会

委員長 柴田 曜子



1 受託法人の名称及び住所並びに代表者の氏名

- (1) 名称 一般財団法人山形県交通安全協会
- (2) 住所 天童市大字高揃1300番
- (3) 代表者の氏名 佐藤 光子

2 委託に係る免許関係事務の内容

(1) 更新時講習・特定任意講習業務

- イ 講習計画に関する事
- ロ 講習の実施及びその実施に係る事務に関する事
- ハ 受講証明に関する事
- ニ 講習実施結果等の報告に関する事

(2) 停止処分者講習・違反者講習業務

- イ 講習計画に関する事。
- ロ 講習の受付、実施及びその実施に係る事務に関する事。
- ハ 講習用教材、資機材等及び車両保守管理に関する事。
- ニ 講師等の管理
- ホ 講習室の管理
- ヘ 経理及び物品の出納事務
- ト 通知業務（違反者講習のみ）
- チ 講習実施結果等の報告に関する事。
- リ 講習資料の作成
- ヌ 講師に対する教育研修
- ル 広報資料の配布
- ヲ その他委託業務に関し必要な事項

3 委託に係る免許関係事務を処理する場所

山形県総合交通安全センター及び県内9箇所（尾花沢市・新庄市・庄内町・酒田市・鶴岡市・長井市・小国町・南陽市・米沢市）の更新時講習会場